

## 介護サービス事業所等における事故の市町への報告について

### 1 現状

- 介護サービス事業所等での重大事故の報告が市町に行われていない事案が見受けられる。
- 介護サービス事業所等での事故報告が速やかに行われていないことがある。



介護サービス事業所等は、利用者の安全確保と適切な介護サービスの提供を図るため、市町へ速やかに報告を行う必要があります。

#### ◆根拠【事故発生時の対応：通所介護の場合】

〈第 27 条第 1 項〉

指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び当該事故に対し講じた措置について、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

〔介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及びに運営に関する基準を定める条例〕

### 2 事故の報告等

#### (1) 報告方法等

- 報告する市町
  - 介護サービス事業所等が所在する市町
  - 当該利用者の保険者である市町
- 事故報告の対象となる事業所及びサービス
 

介護保険の指定（又は開設許可）を受けている事業所等が利用者に対し提供する介護サービスにより発生した事故

※ 介護サービスの提供には、自宅や病院等への送迎の間も含まれます。

※ 報告の対象となる事故については、介護サービス事業所等の所在する市町へご確認ください。

#### (2) 事故発生時の対応についての記録

- 事故の状況及び事故に際してとった措置について記録する。

※ 記録については、その完結の日から 2 年間保存することと定められております。

#### ◆根拠【事故発生時の対応：通所介護の場合】

〈第 27 条第 2 項〉

指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

〔介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及びに運営に関する基準を定める条例〕

### 3 行政による指導

指定権者（県及び市町）は、実地指導の際、市町へ報告した事故の状況の記録などを確認するとともに、必要に応じて改善報告を求めるなどの指導を行います。

※介護サービス事業所等が事故の報告を市町へ行っていない場合は、運営基準違反となります。